

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 子どもの学び場 Enne と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都大田区内に置く。

(目的)

第3条 本法人は、地域における学習支援活動及び居場所づくりを推進し、子ども及び地域住民の健全な成長と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表に掲げる次の活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子ども及び大人を対象とした学習支援事業
- (2) 地域の居場所づくりに関する事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代

表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項の申込みを認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び残余財産

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

（公告の方法）

第 52 条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、本法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事務局

（事務局の設置）

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 10 章 雑 則

（細 則）

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 坂 井 耕 太 郎

理 事 渡 邊 薫

理 事 谷 智 美

監 事 吉 原 有 美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員(個人・団体)5,000 円 賛助会員(個人・団体) 10,000 円

(2)年会費 正会員(個人・団体)5,000 円 賛助会員(個人・団体)1 口 10,000 円

(1 口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 子どもの学び場Enne

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	理事	カイクワウ 坂井 耕太郎	有	代表理事
2	理事	ワタベカオル 渡邊 薫	無	理事
3	理事	タニトモ 谷 智美	無	理事
4	監事	ヨシハラ ユミ 吉原 有美	無	監事
5				
6				
7				
8				
9				
10				

特定非営利活動法人子どもの学び場Enne設立趣旨書

近年、子どもたちを取り巻く環境は変化し、学習意欲の低下や不登校、家庭環境による学習機会の格差など、学校や家庭だけでは支えきれない課題が顕在化しています。こうした中、地域における「子どもの居場所」や多様な学びの場の必要性が高まっています。

私たちはこれまで東京都大田区で、任意団体として、学校でも家庭でもない「第三の学び場」を提供してきました。前年度は延べ 500 名が参加し、年間 18 回の活動を実施しました。参加した子どもからは「宿題をやり切れた、また来たい」、保護者からは「こんなに集中する姿を初めて見た」といった声が寄せられています。

活動を通じて、子どもたちが求めているのは単なる学習支援ではなく「安心して通える場」と「自ら学び続ける力を育てる環境」であることが明らかになりました。

私たちは、人と人とのつながりが子どもの可能性を広げると考えています。
“縁” がつながれば子どもの未来がつくられる。
この考えのもと、子どもと地域をつなぐ学びの場を広げていきます。

これらの活動を継続・発展させるためには、公共性・信頼性を高め、行政や地域との連携を強化するとともに、助成金や寄付を活用した安定的な運営基盤が必要です。そのため、法人格を取得し、組織として取り組むことが不可欠であると判断しました。

本法人は、「第三の学びの環境」を地域に広げ、すべての子どもが安心して学び続けられる社会の実現を目的として活動してまいります。

以上の趣旨により、特定非営利活動法人 Enne を設立いたします。

2026年 2 月 1 日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子どもの学び場 Enne

設立代表者

氏名 坂井 耕太郎

8 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 子どもの学び場 Enne

1 事業実施の方針

令和8年度は大田区大森南・大森東・大森中を主な活動場所として事業を展開する。

設立初年度は、法人としての事業基盤を整備することを目的に、行政機関や民間団体との連携を図るとともに、広報活動にも力を入れ、活動の認知向上と利用者の拡大を目指す。また、活動内容に関するマニュアルの作成・研修を行うなど内部体制の整備も進める。

(1) 子ども及び大人を対象とした学習支援事業

本事業は、子ども及び大人を対象に、主体的な学びを支援することを目的として実施する。学校の宿題や課題への取り組み支援に加え、それぞれの関心や発達段階に応じた学習活動を行い、学習習慣の形成及び自己効力感の向上を図る。具体的には、以下の活動を予定する。

- ・小学生を対象とした月1回以上の学習支援活動の実施
- ・中学生以上を対象とした月1回以上の学習支援活動の実施
- ・夏季・冬季・春季休業期間中における「宿題支援企画」の実施

(2) 地域の居場所づくりに関する事業

本事業は、子どもが安心して過ごし、学び続けることができる「第三の居場所」を地域内に創出することを目的として実施する。定期的な開催を通じて、安心感・所属感を育み、学習活動と居場所機能を一体的に提供する。具体的には、以下の取り組みを行う。

- ・月1回の定期開催による継続的な居場所の提供
- ・長期休業期間中の開室による居場所機能の強化
- ・地域住民及びボランティアとの協働による運営体制の構築

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 150 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子ども及び大人を対象とした学習支援事業	・中学生以上向け毎月学習支援 ・小学校向け毎月学習支援	第三火曜 第一木曜	テクノ Front 森ケ 崎大森南 図書館	5 5	大森第四、中富大森第一、北糀谷をはじめとする大田区内小学校、大森第一、大森東をはじめとする区内中学校、及び区内在住高校生。	10名× 24回	50千円
子ども及び大人を対象とした学習支援事業	・地域のイベントにおいて下記のことを行う ・クイズや迷路等の楽しく集中できる取り組み	四半期に 一回	田区大森南・大森東・大森中の学校、その他公共施設	10	田区大森南・大森東・大森中の学校、その他公共施設近隣住民	40名× 4回	50千円

	<ul style="list-style-type: none"> ・宿題サポート等学習支援の取り組み ・「できた！」という達成感の持てる取り組み 						
地域の居場所づくりに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長期休み期間で宿題を一緒にやる ・地域で居場所として機能する交流の場を持つ ・地域の居場所構築に関するミーティングに参加し、連携を構築する 	夏休み、冬休み、春休み、長期期間。	テックノFront 森ケ崎、大森特別出張所、東京労災病院、その他公共施設	10	大森第四、中富大森第一、北糺谷をはじめとする大田区内小学校、大森第一、大森をはじめとする区内中学校、及び区内在住高校生。	20名×4回	50千円

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

9 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 子どもの学び場 Enne

1 事業実施の方針

令和9年度は大田区大森南・大森東・大森中を主な活動場所として事業を展開する。

翌年度は、初年度の活動を通じて明らかになった課題を改善しながら、引き続き他機関との連携や広報活動を継続し、認知度の向上を図る。また、活動内容のさらなる充実を目指し、初年度の実績をもとに寄付の募集や助成金申請にも取り組んでいく。

(1)子ども及び大人を対象とした学習支援事業本事業は、子ども及び大人を対象に、主体的な学びを支援することを目的として実施する。学校の宿題や課題への取り組み支援に加え、それぞれの関心や発達段階に応じた学習活動を行い、学習習慣の形成及び自己効力感の向上を図る。具体的には、以下の活動を予定する。

- ・小学生を対象とした月1回の学習支援活動の実施
- ・中学生以上を対象とした月1回の学習支援活動の実施
- ・夏季・冬季・春季休業期間中における「宿題支援企画」の実施
- ・個別相談及び学習計画サポート体制の整備

(2)地域の居場所づくりに関する事業

本事業は、子どもが安心して過ごし、学び続けることができる「第三の居場所」を地域内に創出することを目的として実施する。定期的な開催を通じて、安心感・所属感を育み、学習活動と居場所機能を一体的に提供する。具体的には、以下の取り組みを行う。

- ・月1回の定期開催による継続的な居場所の提供
- ・長期休業期間中の開室による居場所機能の強化
- ・地域住民及びボランティアとの協働による運営体制の構築
- ・平日昼間の試験的開室(週1回程度)
- ・探究活動・プロジェクト型学習の導入
- ・個別面談及び保護者相談機能の強化
- ・出席扱い等に関する情報提供体制の整備
- ・学校及び関係機関との連携体制の構築

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 350 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子ども及び大人を対象とした学習支援事業 (地域の居場所づくり事業も兼ねる)	・中学生以上向け毎月学習支援 ・小学校向け毎月学習支援	第三火曜 第一木曜	テックノ森 Frontケ崎大森南 図書館	10	大森第四、中富大森第一、北糺谷をはじめとする大田区内小学校、大森第一、大森東をはじめとする区内中学校、及び区内在住高校生。	10名× 24回	100千円

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 子どもの学び場Enne

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】	経常収益		
1	受取会費		150,000
	正会員受取会費	110,000	
	賛助会員受取会費	40,000	
2	受取寄附金		150,000
	受取寄附金	150,000	
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		300,000
	受取補助金	300,000	
4	事業収益		0
	事業収益		
	事業収益		
5	その他の収益		0
	受取利息		
経常収益計			600,000
【B】	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		0
	給料手当		
	役員報酬		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	(2) その他経費		150,000
	会議費	30,000	
	旅費交通費	60,000	
	施設等評価費用		
	減価償却費		
	印刷製本費		
	謝金	40,000	
	消耗品費	10,000	
	教材費	10,000	
事業費計			150,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬		
	給料手当		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	(2) その他経費		150,000
	消耗品費	30,000	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	10,000	
	地代家賃	0	
	旅費交通費		
	減価償却費		
	サブスク等管理運営費	80,000	
	備品		
	謝金	30,000	
管理費計			150,000
経常費用計			300,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			300,000
【C】	経常外収益		
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経常外収益計			0
【D】	経常外費用		
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			300,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		
次期繰越正味財産額③－④+⑤			230,000

